

令和7年8月26日

市政記者クラブ 様

中区区政部市民課
担当：鎌田（265-2230）
（18時45分まで待機します。）

印鑑登録証明書の誤交付について

このたび、中区区政部市民課において、下記のとおり印鑑登録証明書の誤交付がありましたので、ご報告いたします。

記

1 発生年月日

- ・令和7年8月24日（日）

2 概要

- ・令和7年8月24日（日）、午前9時頃、市民課窓口においてAさんから印鑑登録と印鑑登録証明書2枚の交付申請がありました。
- ・所定の手順どおりに印鑑登録をし、証明書を発行する際1枚しか発行していないことに気づき、もう1枚を発行する際に、印鑑登録番号の1桁1番違いの別人Bさんの印鑑登録証明書の発行をし、これを交付してしまいました。
- ・8月25日（月）、Aさんから証明書の1枚が誤っていると連絡があり、確認したところ、別人Bさんの印鑑登録証明書を交付していたことが判明しました。

3 漏えいした個人情報

Bさんの氏名、生年月日、住所、印影

4 対応

- ・Aさんに謝罪をし誤った証明書を回収し、正しい証明書を作成してお渡ししました。
- ・Bさんに事情を説明し、謝罪をしました。

5 原因

- ・作成者と点検交付者は別々の職員が行っていましたが、確認が不十分でした。

6 再発防止策

- ・複数枚の証明書の作成から交付までの各工程における点検を確実に行います。
- ・証明書の交付の際に職員から申請者に対し、申請内容と交付する証明書に相違が無いのか、声かけ及び指差ししながら相互に確認したうえで交付することを徹底します。
- ・市民課職員全員に個人情報保護の重要性について改めて注意喚起するとともに、決められた手順を遵守することを徹底します。